

子育て世帯向けの助成・手当・サービス

制度名	内容	問合せ
妊婦のための支援給付事業 (妊婦支援給付金)	経済的支援(妊婦と妊娠しているこどもの人数に応じて各5万円ずつ支給)と併せて、こども家庭センターで妊娠中から出産・子育て期まで伴走型の相談支援を実施します。	地域保健センター ☎048-256-1120
出産育児一時金	出産されたかたが出産時点で加入していた健康保険から支給されます。加入している健康保険を確認の上、出産する分娩機関にご相談ください。	出産時点で加入している健康保険 川口市国民健康保険 ご加入の場合は国民健康保険課 ☎048-259-7670
児童手当	0歳～18歳に達した年の年度末までの児童を養育しているかたに対し支給されます。	子育て支援課 手当係 ☎048-258-1113
子ども医療費	市内にお住いの0歳～18歳に達した年の年度末までの児童を養育しているかたに対して、児童がかかった医療費(保険診療分)を支給する制度です。	
未熟児養育医療費	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院して医療を受ける必要があると医師が認めた1歳未満のお子さんを対象に、その治療に必要な医療費を助成しています。	健康増進課 給付係 ☎048-256-1135
小児慢性特定疾病医療費	国が定める慢性疾患の治療にかかる医療費の一部または全額を支給します。	健康増進課 給付係 ☎048-256-1135
赤ちゃんにっこり 応援事業	出生時に市内にお住まいの1歳未満の乳児のいる保護者のかたへ「赤ちゃんにっこり応援金」を支給します。	子育て支援課 手当係 ☎048-271-9672
川口市訪問型病児・ 病後児保育利用 助成制度	お子さんが病気または病気の回復期にあって集団保育あるいは保護者自ら保育が困難な時期に、ベビーシッター等の派遣を利用した保護者に対し、利用料の一部を助成します。	子育て支援課 庶務係 ☎048-258-1112
家事援助サービス	家事を行うことが困難になり、家族などからの支援や公的サービスも受けられないかた、また、18歳未満の就学中の子どもが日常的に家事を行っている世帯を対象に、地域の協力員がご自宅に訪問し、家事(掃除、洗濯、買い物、調理)などを有料で行います。地域の住民同士による助け合い活動です。	川口市社会福祉協議会 福祉支援課 ☎048-252-1294
食事サービス	食事の支度が困難になり、家族などからの支援も受けられない産前・産後のかた、また、18歳未満の就学中の子どもが日常的に家事を行っている世帯を対象に、健康維持に必要な栄養バランスのとれたお昼のお弁当をお届けします。手渡しによる安否確認を行います。	

制度名	内容	問合せ
チャイルドシートの貸し出し	市内の交通安全協会では、チャイルドシートの短期間の貸し出しが行われております。 川口市交通安全協会 1週間～10日程 武南交通安全協会 最長3週間 ただし、貸し出しを受けられるかたは、交通安全協会の会員(加入者)が対象となりますので注意してください。ご利用されるかたは、右記へお問合せください。	川口警察署管内の居住者 川口市交通安全協会 ☎048-251-2496 武南警察署管内の居住者 武南交通安全協会 ☎048-284-3029
赤ちゃんの駅 埼玉県ホームページ 	赤ちゃんを連れた保護者が、安心して自由におむつ替えや授乳、搾乳ができる場所です。 譲り合って利用しましょう。 設置場所などは埼玉県のホームページで確認できます。ぜひご利用ください。	子育て支援課 庶務係 ☎048-258-1112
パパ・ママ 応援ショップ 	パパ・ママ応援ショップは、LINE版カードを協賛店で提示すると、割引などの特典が受けられる埼玉県と市町村が共同で実施している子育て家庭向けの優待制度です。 更新不要のLINE版カードをご利用ください。	

ひとり親世帯のための支援

制度名	内容	問合せ
児童扶養手当	離婚、死別などで父または母がいない家庭や、父または母に一定の障害がある家庭で、18歳に達した年の年度末までの児童(児童に一定の障害がある場合は20歳未満まで)を養育しているかたに支給されます。	子育て支援課 支援係 ☎048-258-1114
ひとり親家庭等医療費	離婚、死別などで父または母がいない家庭や、父または母に一定の障害がある家庭で、18歳に達した年の年度末までの児童(児童に一定の障害がある場合は20歳未満まで)及びその子を養育しているかたがかかった医療費(保険診療分)を支給する制度です。	
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母または父が教育訓練給付金の対象となる講座を受講し修了したとき、経費の一部を支給します。	子育て支援課 支援係 ☎048-271-9441

制度名	内容	問合せ
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母または父が対象となる資格(看護師・准看護師・歯科衛生士・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・美容師・理容師等)を取得するため、6か月以上養成機関等で修業する場合、修業期間の一定期間について、訓練促進給付金を支給します。	子育て支援課 支援係 ☎048-271-9441
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の母または父及び児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座の受講を開始した場合等に経費の一部を支給します。	
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭の母または父及び寡婦のかたの経済的自立や扶養している子どもの福祉増進のため、必要な資金をお貸しする制度です。	
養育費確保支援事業	ひとり親家庭の母または父が養育費の取り決めのために公正証書等を作成した場合や保証会社と養育費保証契約を結んだ場合、かかった経費を補助します。	

障害のあるお子さんのための支援

制度名	内容	問合せ
特別児童扶養手当	精神または身体に一定の障害のある20歳未満のお子さんを養育しているかたに支給されます。	障害福祉課 手帳係 ☎048-259-7678
障害児福祉手当	20歳未満で、日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障害のお子さんに支給されます。	
重度心身障害者医療費	一定の基準に該当する障害者手帳を取得しているお子さんの医療費(保険診療分)を支給する制度です。	
自立支援医療費(精神通院医療)	精神疾患により、指定医療機関において通院医療を受ける場合に、医療費の自己負担分を軽減する制度です。	
自立支援医療費(育成医療)	身体に障害のあるお子さん、または将来障害を残すと認められる疾患があるお子さんで、確実な治療効果が期待できるかたを対象に、指定医療機関における医療費の自己負担分を軽減する制度です。	障害福祉課 給付係 ☎048-271-9443 支援第1係・第2係 ☎048-259-7926

貸付・軽減制度

制度名	内容	問合せ
生活福祉資金貸付制度	他の資金の借り入れが困難な所得の少ない世帯等に低金利で資金を貸し付ける制度です。	川口市社会福祉協議会 福祉支援課 ☎048-252-1294
交通遺児育英事業	交通事故で親御さまをなくされたお子様に対して、川口市社協に寄せられる指定寄附金を財源とした奨学金などの給付をします。	川口市社会福祉協議会 企画総務課 ☎048-252-1294
川口市福祉資金貸付制度	直近の臨時的な出費により、一時的に生活が窮迫した世帯に対して資金を貸し付け、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。	福祉総務課 社会係 ☎048-259-7647
家計急変世帯の保育料軽減(私立幼稚園)	保護者の失業・死亡・離婚等により、保育料の納入が困難になった世帯(家計急変世帯)に対し、保育料の軽減を行う制度です。	各幼稚園 または 埼玉県総務部 学事課幼稚園担当 ☎048-830-2560